

東大阪市宮上小阪東住宅
建替事業

要求水準書

《市営住宅整備業務編》

平成 28 年 3 月 14 日

東 大 阪 市

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
第2 業務実施にあたっての基本的事項	1
1 業務の範囲	1
1-1 事前調査に関する業務	1
1-2 旧府営住宅の解体撤去に関する業務	1
1-3 (新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備に関する業務	1
1-4 その他事業実施に必要な業務	1
2 事業用地等に関する事項	2
2-1 立地条件	2
2-2 位置図等	2
2-3 インフラ整備状況等	2
2-4 土地利用履歴	2
2-5 埋蔵文化財	3
3 遵守すべき法令等	3
3-1 遵守すべき法令及び条例等	3
3-2 適用基準	6
3-3 参考基準	6
3-4 積算基準	7
4 要求水準書の変更	7
4-1 要求水準書の変更の手続き	7
4-2 要求水準の変更に伴う契約変更	7
第3 事業全体に関する条件	8
1 事業用地全体に関する要求水準	8
1-1 建替え手順	8
1-2 開発行為に関する事項	8
2 施設計画の基本方針	9
2-1 周辺環境への配慮	9
2-2 安全・防犯への配慮	9
2-3 意匠・景観への配慮	10
2-4 まちづくり・コミュニティの形成への配慮	10
2-5 長寿命化・ライフスタイルの変化への配慮	10
2-6 高齢社会等への対応	10
2-7 子育て世代への配慮	10
2-8 地球環境・環境共生への配慮	10
2-9 市営住宅の維持管理への配慮	11
3 事前調査業務に関する要求水準	11

3-1	測量調査	11
3-2	地質調査	11
3-3	周辺家屋調査	11
3-4	電波障害調査	11
3-5	アスベスト含有材使用状況調査	11
4	設計業務に関する要求水準	12
4-1	基本的事項	12
4-2	モニタリング	12
5	解体撤去業務に関する要求水準	13
5-1	基本的事項	13
5-2	モニタリング	13
6	施設計画に関する要求水準	14
6-1	(新)上小阪東住宅	14
6-2	附帯施設	14
6-3	関連する公共施設	15
7	建設業務及び工事監理業務に関する要求水準	16
7-1	(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の建設工事	16
7-2	(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の建設に関する工事監理	17
7-3	モデルルームの設置	18
7-4	品確法に基づく住宅性能評価の取得	18
7-5	化学物質室内濃度調査	18
7-6	2年点検の実施	18
8	その他事業実施に必要な業務に関する要求水準	19
8-1	周辺影響調査	19
8-2	近隣対策・対応	19
8-3	完成確認及び引渡し	20
8-4	(現)上小阪東住宅の仮囲い	20
8-5	国費及び交付金等申請関係書類の作成支援	20
8-6	会計実地検査の支援	20
	別紙1 施設設計要領	
	別紙2 設備仕様一覧	
	別紙3 化学物質室内濃度調査要領	
	別紙4 公園整備参考基準	
	別紙5 公営住宅等整備基準適合チェックリスト	
	別紙6 住宅性能評価の等級	

第1 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、市が実施する「東大阪市営上小阪東住宅建替事業」（以下「本事業」という。）について、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が行う業務内容のうち（新）上小阪東住宅等整備業務に関して、市が求めるサービスの内容及び質の満たすべき水準を示すものである。

第2 業務実施にあたっての基本的事項

1 業務の範囲

建替事業用地において、（新）上小阪東住宅等整備業務を実施するものとし、本事業において事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

1-1 事前調査に関する業務

- ア 測量調査（市が提示した測量調査結果で不足する場合に事業者の判断で実施）
- イ 地質調査（市が提示した地質調査結果で不足する場合に事業者の判断で実施）
- ウ 周辺家屋調査（工事により破損等が確認された場合は、事業者の負担により補償すること。調査範囲は、事業者の提案に基づき市が判断する）
- エ 電波障害調査（建設による電波障害の予測調査を実施し、影響が出ると判断された場合は工事施工前に対策工事を実施すること）
- オ アスベスト含有材調査（「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）」に基づき、成分分析等の調査を実施すること）
- カ その他業務実施において必要なもの

1-2 旧府営住宅の解体撤去に関する業務

- ア 旧府営住宅の解体撤去設計
- イ 旧府営住宅の解体撤去工事
- ウ 旧府営住宅の解体撤去に関する工事監理

1-3 （新）上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備に関する業務

- ア 必要な許認可及び各種申請等の行政手続（整備に必要な関係機関等との協議、開発協議等の手続）
- イ （新）上小阪東住宅等及び関連する公共施設の設計（基本設計、実施設計）
- ウ （新）上小阪東住宅等及び関連する公共施設の建設工事
- エ （新）上小阪東住宅等及び関連する公共施設の工事監理
- オ 設計・建設住宅性能評価の取得
- カ 化学物質の室内濃度測定

1-4 その他事業実施に必要な業務

- ア 周辺影響調査（風害調査等）
- イ 近隣対策・対応（地元説明会の開催、電波障害対策工事、周辺家屋補償等）
- ウ 完成確認及び引渡し（確定地形測量、分筆、登記事務等を含む）

- エ (現)上小阪東住宅の仮囲い
- オ 2年点検
- カ 国費及び交付金等申請関係書類の作成支援
- キ 会計実地検査における資料作成及び提供等の支援
- ク その他上記業務を実施するうえで、必要な関連業務

2 事業用地等に関する事項

2-1 立地条件

- 建替事業用地 : 東大阪市新上小阪 353 番 3, 4, 5
- 事業区域面積 : 9,469.48 m²
- 用途地域 : 第一種中高層住居専用地域
- 指定建ぺい率 : 60%
- 指定容積率 : 200%
- 高度地区 : なし
- 地区計画 : なし
- 防火・準防火地域 : なし、建築基準法第 22 条区域
- 日影規制 : 4 時間 / 2.5 時間 (5 m を超え 10m 以内 / 10m を超える範囲)

2-2 位置図等 (下記 別添資料を参照のこと)

- ア 事業概要図 別添資料 1
- イ 事業用地現況図及び測量図・求積図 別添資料 2
- ウ 平成 25 年度解体設計図面 別添資料 3
- エ 事業用地ボーリングデータ 別添資料 4
- オ 風害環境シミュレーション調査報告書 別添資料 5
- カ 事業用地周辺交通量調査結果 別添資料 6

2-3 インフラ整備状況等

- ア 道路現況図 市建設局土木部道路管理室にて閲覧可
- イ 上水道整備状況図 市上下水道局水道施設部給水課にて閲覧可
- ウ 下水道整備状況図 市上下水道局下水道部下水道維持管理課にて閲覧可
- エ ガス管整備状況図 大阪ガス(株)において閲覧可
- オ 電話 (NTT) 整備状況図 西日本電信電話(株)において閲覧可
- カ 電気 (関西電力) 整備状況図 関西電力(株)において閲覧可
- キ JCOM 整備現況図 (株)J-COM ウエスト東大阪局において閲覧可

2-4 土地利用履歴

昭和 32 年の府営住宅建設時までは農地として使用され、その後、平成 20 年 11 月まで府営上小阪住宅の住宅用地として使用され、平成 25 年度に本市が買収し、現在に至る。

2-5 埋蔵文化財

(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設を整備する建替事業用地は、埋蔵文化財包蔵地(小若江遺跡)である。

平成27年度に市が埋蔵文化財調査を行い、遺構又は遺物の検出はなかったが、文化財保護法及び東大阪市文化財保護条例に基づく届出を行い、市教育委員会社会教育部文化財課と協議すること。

3 遵守すべき法令等

3-1 遵守すべき法令及び条例等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令(施行令及び施行規則等を含む。)及び条例等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可等を取得しなければならない。

<法律・省令>

(建築関連)

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)
- イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- ウ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- エ 建築士法(昭和25年法律第202号)
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- カ 公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)
- キ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- ク 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)
- ケ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)
- サ 住生活基本法(平成18年法律第61号)
- シ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省令第378号)
- ス 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)
- セ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ソ 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- タ 駐車場法(昭和32年法律第106号)
- チ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)
- ツ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)
- テ 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ナ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(インフラ関連)

- ア 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- イ 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- ウ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- エ 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- オ 電波ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号)
- カ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- キ 都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)
- ク 特定都市河川浸水被害対策法 (平成 15 年法律第 77 号)

(環境関連)

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)
- イ 環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
- ウ 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- エ 景観法 (平成 16 年法律第 110 号)
- オ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- カ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- キ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- ク 大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- ケ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
- コ 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)

(P F I 関連)

- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成 11 年法律第 117 号)

(その他)

- ア 個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- イ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
- ウ 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号)
- オ 本事業を行うにあたり必要とされる関係法令についても遵守のこと。

<条例>

(大阪府)

- ア 大阪府エネルギーの使用の合理化に関する法律施行細則 (平成 15 年規則第 53 号)
- イ 大阪府安全なまちづくり条例 (平成 14 年条例第 1 号)
- ウ 大阪府温暖化の防止等に関する条例 (平成 17 年条例第 100 号)
- エ 大阪府環境基本条例 (平成 6 年条例第 5 号)

- オ 大阪府建築基準法施行条例（昭和 46 年条例第 4 号）
- カ 大阪府高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成 13 年規則第 91 号）
- キ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 2 号）
- ク 大阪府循環型社会形成推進条例（平成 15 年条例第 6 号）
- ケ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年条例第 6 号）
- コ 大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年条例第 36 号）
- サ 大阪府文化財保護条例（昭和 44 年条例第 5 号）
- シ 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年条例第 58 号）
- ス 大阪府景観条例（平成 10 年条例第 44 号）

（東大阪市）

- ア 東大阪市安全安心なまちづくり基本条例（平成 21 年条例第 38 号）
- イ 東大阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 50 号）
- ウ 東大阪市営住宅条例（平成 9 年条例第 38 号）
- エ 東大阪市環境基本条例（昭和 13 年条例第 8 号）
- オ 東大阪市景観条例（平成 26 年条例第 3 号）
- カ 東大阪市下水道条例（昭和 42 年条例第 63 号）
- キ 東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年条例第 24 号）
- ク 東大阪市個人情報保護条例（平成 11 年条例第 2 号）
- ケ 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 37 号）
- コ 東大阪市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 63 年条例第 5 号）
- サ 東大阪市水道事業給水条例（平成 9 年条例第 39 号）
- シ 東大阪市生活環境保全等に関する条例（昭和 48 年条例第 9 号）
- ス 東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例（平成 18 年条例第 3 号）
- セ 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例（平成 5 年条例第 3 号）
- ソ 東大阪市文化財保護条例（昭和 47 年条例第 30 号）
- タ 東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）
- チ 東大阪市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 34 号）

（その他）

- ア 本事業を行うにあたり必要とされる条例についても遵守のこと。

＜要綱＞

- ア 東大阪市開発指導要綱
- イ 東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する要綱
- ウ 東大阪市共同住宅の駐車施設の附置等に関する要綱

エ 本事業を行うにあたり必要とされる要綱についても遵守のこと。

3-2 適用基準

本事業の実施にあたっては、以下にあげる仕様書等と同等以上の性能又は仕様とすること。
なお、基準等は全て入札時点での最新版を適用すること。

- ア 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ウ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- エ 建築設備計画基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- オ 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- カ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- キ 公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課 監修）
- ク 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 ～総則編・機械編～（国土交通省住宅局住宅総合整備課 監修）
- ケ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 ～総則編・調査編・建築編～（国土交通省住宅局住宅総合整備課 監修）
- コ 公共住宅建設工事共通仕様書解説書 ～総則編・電気編～（国土交通省住宅局住宅総合整備課 監修）
- サ 公共住宅建設工事共通仕様書別冊 ～部品及び機器の品質性能基準～（国土交通省住宅局住宅総合整備課 監修）
- シ 公共住宅標準詳細設計図集 第4版（建設省住宅局住宅整備課監修）
- ス 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- セ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ソ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- タ 内線規程（J E S C 日本電気技術規格委員会規格）
- チ 日本エレベーター協会標準（J E A S）
- ツ 本事業を行うにあたり必要とされるその他の適用基準についても遵守のこと。

3-3 参考基準

本事業の実施にあたっては、以下の基準を参考とすること。

- ア 共同住宅の防犯設計ガイドブック 防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説（財団法人ベターリビング、財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター企画編集）
- イ 建築設備設計基準・同要領
- ウ 建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（国土交通省通達平成15年7月3日）
- エ 公共建築工事標準仕様書～機械設備工事編～（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- オ 公共建築工事標準仕様書～建築工事編～（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- カ 公共建築工事標準仕様書～電気設備工事編～（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- キ 公共建築設備工事標準図～機械設備工事編～（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ク 公共建築設備工事標準図～電気設備工事編～（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ケ 公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説（平成9年・建設大臣官房技術調査室監修）
- コ 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針
- サ 高齢者が居住する住宅の設計マニュアル（国土交通省省住宅局住宅整備課監修）
- シ 都市公園技術標準解説書（一般社団法人日本公園緑地協会）
- ス ユニバーサルデザインの考え方を導入した公共建築整備のガイドライン（全国営繕主管課長会議）
- セ 本事業を行うにあたり必要とされる参考基準についても遵守のこと。

3-4 積算基準

本事業の積算書の作成にあたっては、以下の基準を参考とすること。全て入札時点での最新版を適用すること。なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合は、別途市と協議のうえ、適否について決定すること。

- ア 公共住宅屋外整備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- イ 公共住宅機械設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- ウ 公共住宅建築工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- エ 公共住宅電気設備工事積算基準（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）
- オ 本事業を行うにあたり必要とされるその他の積算基準についても遵守のこと。

4 要求水準書の変更

市は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。下記に、要求水準書の変更に係る手続きを示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

4-1 要求水準書の変更の手続き

市は、事業期間中に下記の事由により要求水準書の変更を行うことができ、変更の手続きについては、特定事業契約書で定めるものとする。

- ア 法令の変更等により業務内容を変更する必要があるとき。
- イ 災害、事故等により特別な業務を行う必要があるとき。
- ウ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

4-2 要求水準書の変更に伴う契約変更

市と事業者は、要求水準書の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更された場合は、必要に応じ、要求水準書とともに、本事業に関わる対価等、特定事業契約書の変更を行うものとする。詳細については、特定事業契約書で定める。

第3 事業全体に関する条件

1 事業用地全体に関する要求水準

1-1 建替え手順

本事業では、基本的な建替え手順は次のとおりとする。ただし、詳細は事業者の提案に基づき、市が承諾した工程計画による。

ア 旧府営住宅の解体撤去

旧府営住宅を解体し、撤去する。

イ (新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備

(新)上小阪東住宅及び必要な附帯施設並びに関連する公共施設の整備を行う。

ウ (新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備の引渡し

(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設を市に引き渡す。

エ (新)上小阪東住宅への本移転

(現)上小阪東住宅の入居者が本移転する(要求水準書《入居者移転支援業務編》参照)。

オ (現)上小阪東住宅の仮囲い

1-2 開発行為に関する事項

本事業に必要な許認可申請を行うこと。

開発行為等の内容は、次に示すとおりであり、別添資料1「事業概要図」を参照すること。

ア 道路等の整備

(ア) 東側道路：道路中心から 3.35m 後退して車道拡幅し、加えて幅員 2.5m の歩道を設置すること。

西側道路：北側街区の道路境界と南側街区の道路中心から 2.35m のポイントを結んだ線を道路境界として車道拡幅すること。ただし、施設計画によりやむを得ずこれによらない場合は、道路境界は協議によるものとする。

南側道路：民地側道路区域線から 6.5m 後退して車道拡幅し、加えて幅員 2.5m の歩道を設置すること。

北側道路：道路中心から 3.35m 後退して車道拡幅し、加えて幅員 2.5m の歩道を設置すること。

拡幅した車道及び歩道は、分筆して市建設局土木部道路管理室に移管すること。

(イ) 事業者は開発行為に際して警察等との意見調整を行い、関係部局と協議を行い、指導及び基準に従うこと。

(ウ) 事業者は道路計画及び施工にあたり、市上下水道事業管理者、関西電力(株)、西日本電信電話(株)及び大阪ガス(株)等と仕様や工程等について設計段階から協議すること。

イ 公園の整備

(ア) 都市計画法及び東大阪市開発指導要綱に基づき、別添資料1「事業概要図」の建替事業用地に公園を整備すること。

ウ 水道・下水道・電気・電話等整備

(ア) 水道配水管、下水道管、電柱・電線等の既存埋設管の撤去、移設、敷設、増径等は適切に検討し、関係機関等と協議のうえ決定し、適正に事務手続きを行った上で実施すること。

- (イ) 水道用メーター等の設置について、市上下水道局水道施設部給水課と協議のうえ決定のこと。
- エ 公共下水道等の整備
 - (ア) 敷地中央部の污水管については、撤去、処分すること。
 - (イ) 撤去、敷設については、下水道法及び本市の下水道条例等に基づき、市上下水道局下水道部と協議のうえ決定し、適切に事務手続きを行ったうえで実施すること。
 - (ウ) 敷地中央部の污水管の撤去について、財産処分の手続きに関する費用については市が負担する。
 - (エ) 敷地内排水及び放流先については、市上下水道局下水道部と協議のうえ決定すること。
- オ 雨水流出抑制施設の整備
 - (ア) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する行為に該当する場合は、市建設局土木部河川課において協議し、その許可条件に従うこと。
 - (イ) 東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例に基づき、雨水流出抑制施設を設置すること。設置場所及び構造等については市上下水道局下水道部と協議のこと。
 - (ウ) (ア)、(イ)の適用については、各担当部局と協議のうえ確認すること。
- カ 上下水道加入金等
 - (ア) 水道条例による加入金は、既得権範囲内に限り不要とする。
- キ 電柱等の撤去
 - (ア) 本事業の実施にあたり移設が必要となる電柱や携帯電話基地局等（以下「電柱等」という。）については、関係機関と協議のうえ、適切に移設する。
 - (イ) 敷地内に設置されている電柱等は、旧府営住宅の解体撤去前に関西電力㈱及び西日本電信電話㈱に撤去依頼すること。なお、撤去時期については市と協議すること。

2 施設計画の基本方針

以下の各項目に示す内容を十分に考慮したうえで施設計画を作成すること。

2-1 周辺環境への配慮

植栽、配置、設計など総合的な対策により以下を満たすこと。

- ア 日照・風害・電波障害・騒音・悪臭など周辺の住環境に配慮すること。
 - イ 周辺住民のプライバシー確保に配慮すること。
 - ウ 近隣住宅等に対する圧迫感に配慮すること。
- ※なお、事業期間中も近隣・周辺に対する影響に十分配慮すること。

2-2 安全・防犯への配慮

- ア 災害時にも人命の安全確保が可能な構造とし、火災に対する安全性（火災発生原因への対応、火気対策、避難安全対策、耐火性等）に配慮すること。
- イ 転落、転倒、衝突など、日常生活の中で起こり得る住戸内外の事故の防止に配慮すること。
- ウ 事業用地内の通路や公園等は、火災や地震時等の災害時の避難・救助・消防活動が容易に行える構造とすること。
- エ 駐車場及びその出入口は、敷地内の動線、接続する道路の状況や路上駐車等の抑制等に十分配慮

し、見通しの良い安全な位置に配置すること。

オ 事業用地内通路等は、極力、歩行者と車輛の動線を分離するとともに、路上駐車を抑制するような構造とすること。

カ 駐車場及びその出入口、事業用地内通路、駐輪場等については、視認性、照度の確保等、防犯性の向上に配慮すること。

2-3 意匠・景観への配慮

壁面や開口部の形状、屋根形状、使用材料等の工夫、積極的な植栽により、事業用地全体と周辺環境との調和に配慮した景観や附帯施設のデザインとすること。

2-4 まちづくり・コミュニティの形成への配慮

ア 建替事業用地における住棟や集会所、通路、広場、緑地等の配置は、良好なコミュニティが形成されるように配慮すること。

イ 住棟における住戸タイプの配置、共用空間（玄関ホール、E V・階段ホール、廊下等）の配置にあたっては、市営住宅入居者同士の交流やコミュニケーションが生まれるような工夫を行い、良好な団地内コミュニティの形成に配慮すること。

2-5 長寿命化・ライフスタイルの変化への配慮

整備される住宅は、原則 70 年以上の使用を想定する住戸となる。そのため、将来の時代の変化に対応可能とするため、以下のような視点を踏まえた躯体構造、居住空間、設備・配管の構造を工夫すること。

ア 将来的な給湯機器の技術革新など、柔軟に対応できる。

イ 居住者のライフスタイルの変化に間取りも柔軟に対応できる。

ウ 維持管理や設備更新が容易に対応できる。

2-6 高齢社会等への対応

事業用地全体で高齢社会等に対応した、高齢者や身体障害者など誰もが安心して生活、利用できるユニバーサルデザインに配慮すること。また、設備機器は、人為的誤操作や経年劣化による事故被害をなくすよう安全機能にも配慮すること。

2-7 子育て世代への配慮

乳幼児の事故防止のための設計や安全確保、また子どもの成長に応じた空間の柔軟性など子育てのしやすさに十分に配慮すること。

2-8 地球環境・環境共生への配慮

ア 市は、平成 27 年 3 月に「東大阪市地球温暖化対策実行計画区域施策編（改訂版）」を策定し、地球温暖化対策に向けた取り組みを進めていることを踏まえ、環境負荷の軽減や循環型社会の実践など地球環境に配慮すること。

イ 雨水浸透、リサイクル材やエコマテリアルの使用、ごみの減量化、L C C O₂ 縮減など環境共生に配慮すること。

ウ 熱の効率的利用や熱負荷低減のための断熱性能の向上、通風の確保、日射の遮蔽等のパッシブ型の環境共生機能を提案・実施すること。

エ 建築物総合環境評価システム（CASBEE）における評価ランクB+を確保し、さらに建物配置の工夫や効果的な緑地の整備等、さらなる環境への配慮に努め、評価ランクAを目指すこと。

2-9 市営住宅の維持管理への配慮

ア 前掲の方針を実現するにあたり、ライフサイクルコスト（LCC）の観点から長寿命、施設メンテナンスの維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上に配慮すること。

イ 空家改修工事や設備機能更新時のコスト縮減に配慮した汎用品を使用すること。

ウ 使用資材の選定にあたっては、耐候性や耐久性に配慮すること。

3 事前調査業務に関する要求水準

3-1 測量調査

ア 本事業に必要となる測量調査は、事業者の判断に基づき必要な時期に適切に実施すること。

イ 測量調査を実施する場合は、敷地調査共通仕様書（社団法人 公共建築協会 平成11年度版）に基づいて実施すること。

3-2 地質調査

ア 別添資料4「東大阪市営上小阪東住宅建替工事に係る地質調査」以外に本事業に必要となる地質調査は、事業者の判断に基づき必要な時期に適切に実施すること。

3-3 周辺家屋調査

ア 建設工事に伴って周辺家屋等に毀損等を及ぼすおそれがある場合は、建設工事の着工前、工事期間中、完了後の各段階において必要に応じて適切に周辺家屋調査を行うこと。

イ 報告書については、各調査実施後速やかに市に提出すること。

ウ 調査において影響が出ることが判明した場合は、速やかに対策工事を行うこと。

3-4 電波障害調査

ア 本事業に必要となる電波障害調査については、建設工事の着工前、工事期間中、完了後の各段階において必要に応じて適切に実施すること。

イ 報告書については、各調査実施後速やかに市に提出すること。

ウ 電波障害予測調査において影響が出ることが判明した場合は、速やかに対策工事を行うこと。

3-5 アスベスト含有材使用状況調査

ア 事業者は、旧府営住宅の解体撤去に先立ち、既存住宅等を対象とするアスベスト含有材使用状況調査を必要な時期に適切に実施し、その結果を書面にて市に報告すること。

イ アスベスト含有材使用状況調査の結果、アスベストの使用が認められた場合、処理方法については市と協議した上、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき、事業者において適切に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行うこと。

4 設計業務に関する要求水準

4-1 基本的事項

- ア 設計業務の範囲は、旧府営住宅の解体撤去と(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備に関する全ての工事を対象とする。
- イ 設計業務は、市の担当者との十分な打合せにより実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜市に報告すること。
- ウ 事業者は、事業契約後速やかに提案書に基づき基本設計を行い、完了後に市による確認を受けなければならない。市は、その設計内容が要求水準書等に適合するか否かを確認する。実施設計の着手は、当該確認を受けた後とする。
- エ 市は基本設計及び実施設計の内容に対し、工期及びサービスの対価の支払額の変更を伴わず、かつ事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。
- オ 設計に関し、関係機関等と協議を行ったときは、その内容について記録等により市に報告すること。
- カ 要求される性能が確実に設計に反映されるよう、余裕をもった工程管理を行うこと。
- キ 本事業の実施にあたっては、別紙5「公営住宅等整備基準適合チェックリスト」により、公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設の整備基準との整合性を確認すること。
- ク 市は、上記の報告の受領、確認の実施により、設計及び建設工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

4-2 モニタリング

- ア 事業者は、特定事業契約書に定める各種書類を市に提出し、各書類の内容及び市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 事業者は、設計の打合せ時に要求水準に合致していることを示す資料を市に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- ウ 事業者は、基本設計及び実施設計の各完了時に特定事業契約書に定める図書及び書類を市に提出し、確認を受けること。なお、提出する設計図書は、積算や工事施工等に支障のないものとする。
- エ 設計の状況について、事業者は、市の求めに応じて随時報告を行うこと。

5 解体撤去業務に関する要求水準

5-1 基本的事項

(建替事業用地における既存住宅の概要)

	解体及び撤去する旧府営住宅の概要
構造／階数	(住宅部) RC造簡易耐火1階建て、2階建て (増築部) 木造1階、ブロック造1階、軽量鉄骨造1階
建設年度	昭和32年建築 昭和33年から府営上小阪住宅として供用
戸数	80戸
棟数	12棟
延べ面積	4016.98㎡

ア 解体撤去工事の施工は、なるべく夏期を避けるとともに圧搾機の使用など工法を工夫し、資材等の落下による騒音振動を極力低減させて周辺地域へ十分最大限配慮すること。

イ 建替事業用地にある旧府営住宅（主な既存住宅等の概要は上表参照）を解体撤去すること。

ウ 解体撤去の対象は、基礎、上屋（上屋内残置物を含む。）、便槽、設備配管類、擁壁、舗装、側溝、遊具、看板、樹木、植栽等の一切とし、地中埋設物（既存住宅等の基礎又は杭など、地表面から深さ830mm以下のすべての部分及びそれを超える深さの（新）上小阪東住宅等及び関連する公共施設の整備に支障となる部分）を含むものとする。別添資料及び参考資料等との不一致の場合は、現地を正とし、適切に処理すること。

エ 解体撤去工事にあたっては、目視や関係機関への照会等により事前調査が必要であれば適宜実施し、解体撤去工事の設計に反映させるとともに、同設計について市の確認を受けること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置のうえ、市の承認を受けてから工事を行うこと。

5-2 モニタリング

ア 事業者は、解体撤去工事の着手前に、特定事業契約書に定める各種書類を市に提出し、各書類の内容及び市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

イ 事業者は旧府営住宅の解体撤去工事の完了時に、建替事業用地の状況を正確に表した現況図、及び特定事業契約書に定める図書及び書類を市に提出し完了状況の確認を受けること。

6 施設計画に関する要求水準

本事業の整備計画における施設計画に関する要求水準は次に示すとおりであり、(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の具体的な規模、仕様等の要求水準は、別紙1「施設設計要領」及び別紙2「設備仕様一覧」に基づくこと。

住戸の向きなどの諸条件によって住みやすさの差ができるだけ小さくなるように創意工夫を凝らすこと。

6-1 (新)上小阪東住宅

ア 住宅戸数等

- (ア) 住戸の総戸数は230戸とし、階数は地上14階以下とすること。住戸タイプ及び割合は下表のとおりとすること。
- (イ) 住戸専用面積は、下表に示す面積を下限とし、上限はプラス5%以内までとすること。また、各住戸タイプに複数のプラン設定を許容し、住戸専用面積はプラン毎に同一とすること。
- (ウ) 車いす対応住戸について
 - ① 1階に設けること。
 - ② 230戸の内数として、3戸整備すること。

(居室数及び割合等)

住戸タイプ	居室数	住戸専用面積	戸数割合	世帯構成員(標準)
タイプA	2室以上	50 m ²	80%程度	1人～2人
タイプB	3室以上	60 m ²	20%程度	3人～4人
車いす対応	2室以上	60 m ²	3戸	1人～2人

※住戸専用面積には、バルコニー部分及び廊下に面するPS及びMBの面積は含まないものとする。

※居室数については居間、食事室を除くものとする

6-2 附帯施設

ア 集会施設

- (ア) 所要室として、玄関、集会室、小集会室、便所(男子便所、女子便所、子供用便所、多目的便所)、湯沸室、スタッフルーム及び収納スペースを確保すること。

イ 駐車場

- (ア) 駐車場は、住戸数の50%以上の台数を確保すること。なお、駐車場の2～3割は、コミュニティ形成を促す多目的な場として併用できるよう、集約配置すること。
- (イ) 駐車場への出入口については、周辺の交通状況に配慮して適当な箇所に2箇所程度整備するとともに、十分な間口を確保し、見通しを確保すること。なお、入口と出口を明確にするため、専用口を設ける若しくは装飾舗装等で明示すること。

ウ 駐輪場及び自動二輪車用駐車場

- (ア) 住戸数の150%以上の自転車台数を確保すること。
- (イ) 駐輪場及び自動二輪車用駐車場は、屋根つき(住棟内も可)とすること。
- (ウ) 原動機付自転車用は上記自転車台数の10%を確保すること。

- (エ) 自動二輪車用駐車場は 20 台程度を確保すること。
- (オ) 自動二輪車用駐車場及び原動機付自転車用駐輪場については、敷地外への騒音等に配慮した配置とすること。

エ ごみ置場

- (ア) ごみ収集車両が寄り付ける等、メンテナンスに十分に配慮すること。
- (イ) 入居者の利便性や周辺住民に臭気がとどかないようにし、全体計画については、市環境部環境事業課と協議し、指導に従うこと。また、配置等の詳細については市環境部北部及び東部環境事業所と協議すること。

オ 植栽等の外構

- (ア) 歩行者用通路については、車いす使用者や高齢者の移動に配慮しバリアフリーへの対応を行うこと。
- (イ) 住棟出入口付近、歩行者用通路沿い等の見通しの良い場所にオープンスペースを配置する等、入居者の交流や憩いの空間を確保すること。
- (ウ) 西側道路に面して設ける幅員 2.5m 通路は、他の歩道と同等で道路関係法令に適合したものとすること。また、通路を歩道として市建設局土木部道路管理室に移管して、敷地外とすることも可とする。
- (エ) 原則として敷地出入り口を除く敷地境界沿いに植栽を施すこと。
- (オ) 維持管理の簡便さに配慮した樹種及び配置とするとともに、周辺に対する圧迫感や景観、入居者の及び周辺住民のプライバシーの確保に配慮すること。
- (カ) 風害に考慮した植栽計画とすること。
- (キ) 積極的に緑化に取り組み、事業用地全体の調和など周辺環境との調和に配慮すること。

6-3 関連する公共施設

ア 道路

東側道路：道路中心から 3.35m 後退して車道拡幅し、加えて幅員 2.5m の歩道を設置すること。

西側道路：北側街区の道路境界と南側街区の道路中心から 2.35m のポイントを結んだ線を道路境界として車道拡幅すること。ただし、施設計画によりやむを得ずこれによらない場合は、道路境界は協議によるものとする

南側道路：民地側道路境界線から 6.5m 後退して車道拡幅し、加えて幅員 2.5m の歩道を設置すること。

北側道路：道路中心から 3.35m 後退して車道拡幅し、加えて幅員 2.5m の歩道を設置すること。

イ 公園

- (ア) 事業地内通路等との一体的な利用を想定した整備・配置とすること。
- (イ) 関係法令等に基づき、別添資料 1 「事業概要図」の建替事業用地に公園を整備すること。なお、公園施設・設備の詳細については、別紙 4 「公園整備参考基準」に基づき、市建設局都市整備部公園整備課と協議の上で決定すること。

7 建設業務及び工事監理業務に関する要求水準

7-1 (新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の建設工事

ア 建替事業用地

事業者は、既存住宅等の解体撤去の工事期間中及び(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の着工から引渡しまでの間は、建替事業用地を無償で使用できるものとする。また建替事業用地の分合筆登記手続きを行うこと。

イ 施工管理

- (ア) 建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画を行い、区画外に建築資材の仮置き、駐車を生じさせないこと。
- (イ) 工程については、事業スケジュールに適合し、かつ無理のない堅実な工事計画とし、要求される性能が確実に確保されるよう管理すること。
- (ウ) 工事の施工は、極力騒音振動を低減させるなど周辺地域へ十分配慮すること。
- (エ) 現場代理人及び監理技術者は、専任かつ常駐で配置することとし、着工前にその者の氏名、有する資格など必要な事項について市に届け出ること。
- (オ) 関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、工程表及び施工計画書等に従って工事を実施すること。

ウ 安全対策

- (ア) 工事現場内の事故等災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないように、万全の対策を講じること。
- (イ) 工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や適切な誘導員の配置、案内看板の設置や道路の清掃等、十分に配慮すること。
- (ウ) 工事車両通行道路には、工事標識、交通整理員等を配し、交通安全に十分注意すること。

エ 廃棄物対策

- (ア) 発生する建設廃棄物を処理する場合、建設リサイクル法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し適正に処理すること。
- (イ) 発生する建設廃棄物の処理施設は、「廃棄物処理法により許可を受けた施設」とすること。

オ 完工検査

- (ア) 事業者の責任及び費用において、(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の完工検査及び設備・器具等の試運転検査等を実施すること。
- (イ) 事業者は、検査の実施にあたり、事前に市に通知することとし、市は、完工検査及び設備・器具等の試運転検査等に立ち会うことができるものとする。
- (ウ) 事業者は、完工検査及び設備・器具等の試運転検査等の結果を、必要に応じて、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

カ モニタリング

- (ア) 事業者は、特定事業契約書に定める各種書類を市に提出し、各書類の内容及び市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- (イ) 事業者は、建設工事の進捗状況及び施工状況等について市に報告し、市の求めに応じて説明

- を行うこと。また、市は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができるものとする。
- (ウ) 事業者は建設工事の期間中、協議の記録、指示事項への対応記録及び立会状況写真等、市が行うモニタリングに係る記録を作成し、市に定期的に提出し確認を受けること。
 - (エ) 事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について、事前に市に通知するものとする。市はこれらに立ち会うことができるものとする。
 - (オ) 事業者は(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の施工期間中、市の求めに応じ中間確認を受けること。
 - (カ) 事業者は、完了に伴う検査等を行う場合は、事前に市に通知すること。市はこれらに立ち会うことができるものとする。
 - (キ) 事業者は、建設工事完了時に特定事業契約書に定める図書及び書類を市に提出し、完成状況の確認を受けること。この際、事業者は、施工記録も用意すること。
 - (ク) 使用する資材については、施工前に市の確認を受けること。ただし、確認する材料については協議を行った上、材料リストを市へ提出すること。施工計画書と兼ねることは可とする。

キ 保険の付保等

- (ア) 本事業を適性に遂行するにあたり、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等に加入すること。
- (イ) 事業者は、保険契約を締結したときは、その証紙の写しを速やかに市に提出すること。
- (ウ) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律に基づく保険の加入又は供託を行うこと。

7-2 (新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の建設に関する工事監理

ア 基本的事項

- (ア) 事業者は、工事監理者を事業用地に専任かつ常駐で配置し、工事監理業務を実施させること。
- (イ) 工事監理者は、公共建築工事標準仕様書に規定する「監督職員」の業務に準じる業務を行うものとし、工事監理の着手前に工事監理計画書を作成して市に提出の上、協議を行うとともに業務が要求水準に基づき適切に行われていることを確認すること。なお、工事監理計画書の内容を変更する際は、速やかにその部分を提出すること。
- (ウ) 工事監理者は、解体撤去及び建設工事が設計図書等に適合するよう確認するとともに、必要に応じて立会い、検査、工事材料の試験、工場加工組立製作の試験又は検査等を行い、工程管理及び施設の品質管理に努めること。また、適切な指示を書面等により行うこと。
- (エ) 工事監理者は、監理業務日誌に業務内容その他必要な事項を記録すること。

イ モニタリング

- (ア) 市は、工事監理業務着手前に、工事監理企業が設置した工事監理者の資格等について、適格かどうかの確認を行う。
- (イ) 事業者は、特定事業契約書に定める設計に関する各種書類を工事監理業務着手前に市に提出し、各書類の内容及び市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- (ウ) 工事監理企業は、工事監理の実施状況について、毎月、監理報告書を提出し、適切な方法により説明すること。また、市の要求に応じて、随時報告及び説明を行うこと。
- (エ) 監理報告書の内容は、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、施工検査記録等とし、特

に、基礎、柱及び大ばりの配筋及び断熱材の施工写真を部屋毎に撮影し、監理報告書において整理すること。

(オ) 工事監理企業は、工事監理業務の完了時に、適切な方法により業務の報告を行うこと。

7-3 モデルルームの設置

ア 事業者は、建替住宅建設中に、入居者の見学のためモデルルームとして必要な戸数（タイプA、タイプB）を一定期間公開するものとする。

イ モデルルームの設置及び公開は、次のとおり行うこと。

(ア) 事業者は、建替住宅の竣工約3か月前までにモデルルームの公開が行えるよう、公開する住戸を選定し、内装工事、電気設備工事及び衛生設備工事等を完成させる。

(イ) 公開する住戸は、公開時の見学者の安全性や動線の効率性に配慮し、選定する。

(ウ) 事業者は、モデルルーム公開前に、モデルルーム公開案内の作成及び送付を行う。

(エ) 内覧会は平日、休日を含め、複数日を設定する等、移転者が参加しやすいように配慮して行うこと。なお、必要に応じて共用部等の案内も行うこと。

(オ) 見学者の理解を深めるために、説明資料の作成及び配付や、公開会場での説明等を行う。

(カ) 見学者の記帳を行い、適宜、時間帯を分けて案内するなど、混乱を生じないようにする。

ウ 入居申込受付業務、住戸抽選会の実施業務等の入居者の仮移転及び本移転に係る業務の必要関連書類等については、要求水準書《入居者移転支援業務編》に示す。

7-4 品確法に基づく住宅性能評価の取得

ア 要求性能

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく性能表示を行うこと。

イ 住宅性能評価の取得

(ア) 指定住宅性能評価機関より、設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付を受けること。

(イ) 評価結果が別紙6「住宅性能評価の等級」に示す基準以上であることを確認し、市に報告するとともに、評価書を提出すること。

7-5 化学物質室内濃度調査

ア 工事完了後に、室内空気中の化学物質の室内濃度測定を行い、室内空気質の状況が、厚生労働省の示す濃度指針値以下であることを確認し、市に報告すること。

イ 調査の実施については、別紙3「化学物質室内濃度調査要領」の内容を遵守すること。

7-6 2年点検の実施

ア 事業者は、(新)上小阪東住宅等の引渡し後、2年間、市の立会いのもとで、(新)上小阪東住宅等の検査を年一回実施すること。実施内容は、一般社団法人不動産協会の「中高層住宅アフターサービス規準」に準じて外構部、共用部、専用部について実施すること。なお、詳細は、実施段階で市と協議の上決定する。植栽については、1年目点検までとする。

イ 検査の結果、施工上の瑕疵が確認された場合、事業者の責任及び費用により当該瑕疵を補修すること。

8 その他事業実施に必要な業務に関する要求水準

8-1 周辺影響調査

ア 電波障害調査

本事業に必要となる電波障害調査は、建設工事の着工前、工事期間中、完了後の各段階において必要に応じて適切に実施すること。

イ 周辺家屋調査

建設工事の着工前、工事期間中、完了後の各段階において必要に応じて適切に周辺家屋調査を行うこと。工事完了後に工事の影響による破損が見つかった場合は、事業者の負担において補償すること。

ウ 風害調査

基本設計後、本事業による風影響を調査するとともに、調査結果を踏まえた植栽計画、風害対策を講じること。なお、調査においては、強風の出現頻度に基づく風環境評価尺度（村上評価）を用いた風環境の評価を行うこと。

エ その他周辺影響調査

電波障害調査及び周辺家屋調査に限らず、事業者は、自らの責任及び費用において、法令を遵守の上、要求水準書等に従って本施設が建設されることにより周辺地域に影響を及ぼす恐れがある場合は、本件工事の着工前、工事期間、本件工事の完了後の各段階において必要に応じて適切に、周辺地域に及ぼす影響について調査、分析及び検討すること。

8-2 近隣対策・対応

ア 本契約締結後、既存住宅入居者及び周辺住民に対して、提案内容について十分に説明すること。

イ 市が主催して開催する説明会に出席し、提案した計画内容について近隣住民へ説明を行い、質疑等についても適切に対処すること。

ウ 説明会において近隣住民等から計画内容に対する要望が出た場合は、市と協議し、可能な範囲で対処すること。

エ 解体撤去工事及び建設工事に先立ち、関係法令に基づき、周辺住民に対し工期や工程等を十分に説明すること。

オ 解体撤去工事及び建設工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、塵埃、事故等、近隣に対する悪影響等が生じないように十分配慮し、適切にその対策を講じること。

カ 解体撤去工事及び建設工事に伴って周辺家屋等に毀損又は悪影響等を及ぼすおそれがある場合は、必要な時期に適切にその対策を講じること。また、補償等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な進捗に努めること。

キ 電波障害調査の結果必要となった電波障害対策工事は、事業者の責任において、電気通信事業者対応による電波障害対策を速やかに実施すること。

ク 隣接する物件や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう留意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、事業者の責任及び費用において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承認を得ること。

ケ 事業期間中は、周辺その他からの苦情が発生しないよう建替事業用地及びその周囲の美化推進等に努めるとともに、万一発生した苦情等については、事業者を窓口として、工程に支障をき

たさないように事業者が処理すること。

コ 適切な工程計画を立て、工事期間のすべてにおいて、近隣住民に工事内容等を掲示板等で周知すること。

8-3 完成確認及び引渡し

市は、事業者による、(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設の完工検査及び設備・器具等の試運転検査等の終了後、以下の方法により完成状況の確認を行い、事業者は、市に(新)上小阪東住宅等及び関連する公共施設を引き渡し、所有権を移転すること。

ア 市は、事業者の立会いのもとで、完成確認を実施する。

イ 事業者は、設備・器具等の取扱いに関する市への説明を、管理マニュアル等を用いて「7-1 オ 完工検査」における試運転とは別に実施すること。

ウ 事業者は、市の完成確認に際し、必要な完成図書一式を提出すること。完成図書一式の内容は、事前に市に確認すること。

エ 事業者は、市の完成確認を受けた後、鍵の引渡しをもって(新)上小阪東住宅等の引渡しとする。

オ 事業者は、市の完成確認を受けた後、仮囲いの撤去をもって関連する公共施設の引渡しとする。

8-4 (現)上小阪東住宅の仮囲い

入居者移転支援業務の完了に併せて、(現)上小阪東住宅の敷地の周囲に万能鋼板(車両進入口及び出入口扉等を含む。)による仮囲いを行うこと。なお、(新)上小阪東住宅に既存設置している万能鋼板の活用も可とする。

8-5 国費及び交付金等申請関係書類の作成支援

市が実施する国費及び交付金等申請関係書類の作成に関し、交付対象額及び交付額の算定根拠(施設毎の工事費等の積算内訳書等)に係る各種資料等(位置図、配置図、平面図、面積表等々の指定色別塗り図書類等)の作成など、市の支援を行うこと。

8-6 会計実地検査の支援

第1回目の支払いを行った翌年度から最終年度の2年後までの間、国の会計実地検査の対象となることから、市が受検するにあたり資料作成や現地確認について会計検査院への説明の補助等を行う。